

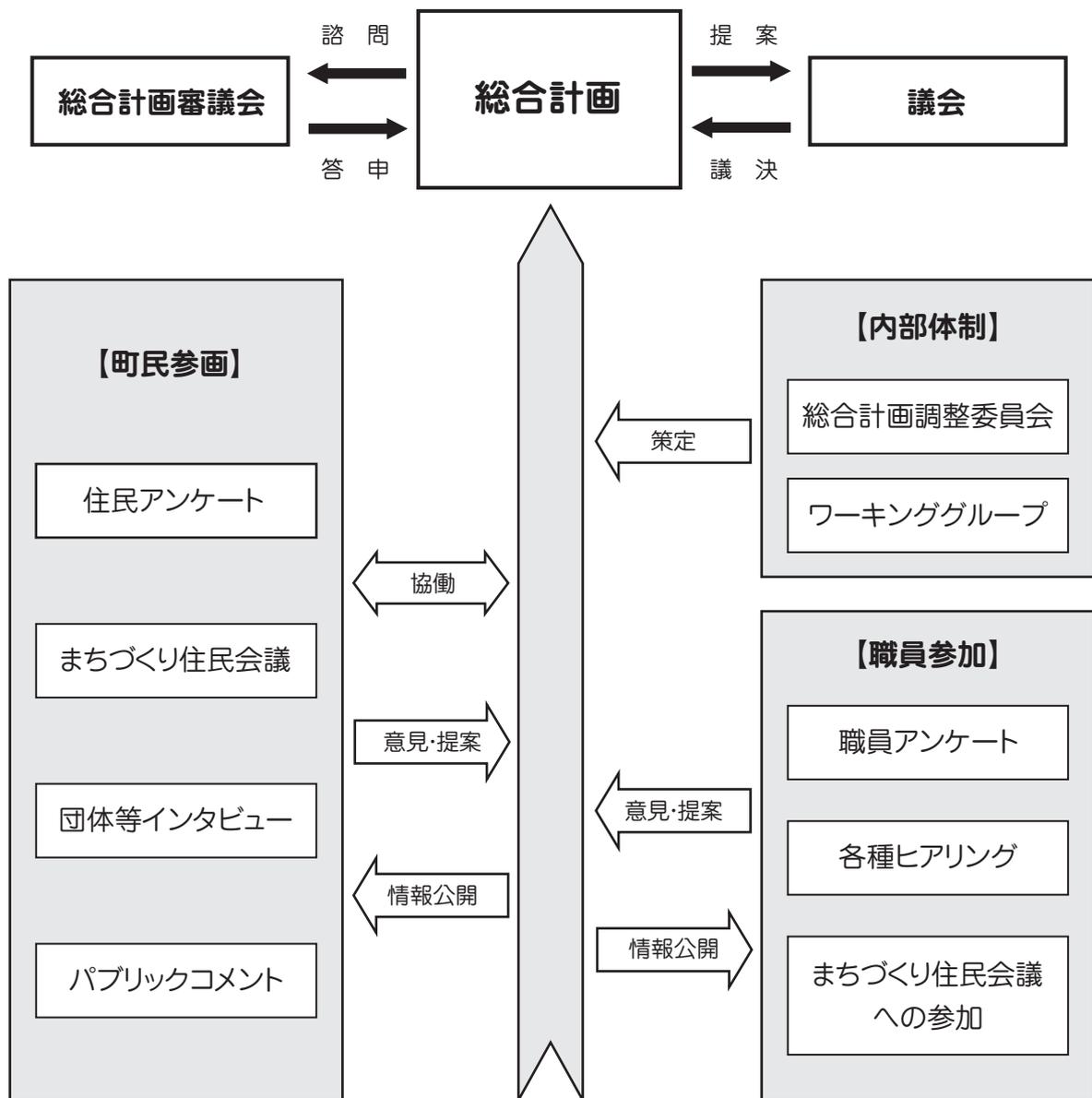
# 資 料 編



## 1. 第2次横芝光町総合計画策定の経過

	実施日	内 容
平成 28 年	9月13日	第1回ワーキンググループ会議
	9月23日	第1回総合計画調整委員会
	10月8日～28日	住民アンケートの実施
	10月13日～28日	小中学生アンケートの実施
	10月20日～28日	職員アンケートの実施
	11月25日	第1回まちづくり住民会議
	12月14日	第2回まちづくり住民会議
平成 29 年	1月17日	第3回まちづくり住民会議
	2月1日	第2回ワーキンググループ会議
	2月9日	第4回まちづくり住民会議
	2月21日	第2回総合計画調整委員会
	3月9日	第5回まちづくり住民会議
	3月14日、24日、27日	総合計画策定に係る各種団体等インタビュー
	3月22日	第6回まちづくり住民会議
	3月29日、30日	基本計画（素案）策定に係る各課ヒアリング
	5月24日	第3回ワーキンググループ会議
	5月29日	第1回総合計画審議会
	6月16日	第3回総合計画調整委員会
	6月20日	第4回ワーキンググループ会議
	7月14日	第4回総合計画調整委員会
	7月21日	第5回ワーキンググループ会議
	7月24日	第2回総合計画審議会
	8月16日	第5回総合計画調整委員会
	8月25日	第6回ワーキンググループ会議
	9月11日	第3回総合計画審議会
	9月14日～10月13日	基本構想（素案）に対する意見募集 （パブリックコメント）
	9月22日	第7回ワーキンググループ会議
	10月19日	第6回総合計画調整委員会
	10月30日	第4回総合計画審議会
	11月27日	第5回総合計画審議会
12月7日	第2次総合計画基本構想議決	
平成 29 年 平成 30 年	12月1日～ 1月5日	基本計画（素案）に対する意見募集 （パブリックコメント）
平成 30 年	1月26日	第6回総合計画審議会

## 2. 第2次横芝光町総合計画策定の流れ



### 3. 横芝光町総合計画審議会条例

○横芝光町総合計画審議会条例

平成18年3月27日  
条例第21号

(設置)

第1条 町の総合的開発計画(以下「総合計画」という。)の実施を促進し、町の健全なる発展を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、横芝光町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の発展と住民福祉の増進を図るための重要施策の計画等に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4人
- (2) 町農業委員会委員 2人
- (3) 町の区域内の公共的団体等を代表する者 4人
- (4) 知識経験を有する者 5人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された者の任期は、その職の在任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のほか、知識経験を有する者のうちから会長が町長の意見を聴いて委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会は、会長の命を受け、部会に属する施策等の調査研究を行う。

6 部会長は、部会において調査研究を終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会及び部会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出及び出席を依頼し、参考意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

## 4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿

番号	氏名	役職名等（職名は委嘱時）	備考
1	川島 富士子	議会議員	1号委員：会長
2	山崎 貞一	議会議員	1号委員
3	八角 健一	議会議員	1号委員
4	野村 和好	議会議員	1号委員
5	伊橋 秀和	農業委員会（会長）	2号委員：副会長
6	齋藤 信夫	農業委員会（会長職務代理者）	2号委員
7	椎名 義明	公的団体等代表 （教育委員会教育長職務代理者）	3号委員
8	齊藤 みち子	公的団体等代表（婦人会会長）	3号委員
9	椎名 孝次	公的団体等代表（消防団団長）	3号委員
10	押尾 幹	公的団体等代表（商工会副会長）	3号委員 平成29年8月1日から
※	森川 忠	公的団体等代表（商工会会長）	3号委員 平成29年7月31日まで
11	外川 明	有識者	4号委員
12	半田 美智子	有識者	4号委員
13	林 勝美	有識者	4号委員
14	市原 貴吉	有識者	4号委員
15	村越 善子	有識者	4号委員



## 5. 横芝光町総合計画調整委員会規程

○横芝光町総合計画調整委員会規程

平成18年3月27日

訓令第16号

(設置)

第1条 町の健全なる発展と住民の福祉の増進を図るための町の総合計画等の審議策定を目的として、横芝光町総合計画調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 町の基本構想の策定に関すること。
- (2) 町の基本計画の策定に関すること。
- (3) 町の実施計画の策定に関すること。
- (4) 町の重要な相当規模の開発計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、委員は教育委員会教育長及び理事並びに横芝光町行政組織条例（平成18年横芝光町条例第5号）第1条に規定する課の長、食肉センター所長、議会事務局長、教育委員会の課の長及び東陽病院事務長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を臨時に委員にすることができる。

（平19訓令4・平20訓令2・平28訓令3・一部改正）

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事は、各課等につき1人とし、各課等の長の推薦する者をもって充てる。

3 幹事は、総合計画等の原案の作成について、その連絡調整に当たる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第3号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

## 6. 横芝光町まちづくり住民会議要綱

○横芝光町まちづくり住民会議要綱

平成18年9月6日

告示第159号

(設置)

第1条 町の総合計画の策定にあたり、広く町民の意見を集約し、町民との協働による計画づくりを推進するため、横芝光町まちづくり住民会議（以下「住民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 住民会議は、総合計画の策定にあたり、新しいまちづくりに関する事項について、町長に対し、町民の視点から意見を述べ、提案を行うものとする。

(組織)

第3条 住民会議は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町内で活動する各種団体の構成員
  - (2) 満20歳以上の町民で、町長が公募により選任した者
- 2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 住民会議は、必要に応じて町長が招集する。

(庶務)

第5条 住民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。



## 7. 指標一覧

### 第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2021年度)
1. 子育て支援	児童クラブ小学5・6年生受け入れ児童数	0人	20人
	児童医療費助成登録者率	60.0%	80.0%
	ブックスタートパック（絵本）配布率	94.0%	98.0%
	子育て世代包括支援センターの設置	0カ所	1カ所
2. 高齢者支援	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	1,132人	1,732人
	認知症高齢者見守りサポーターの家協力機関数(累計)	13事業所	25事業所
3. 障害者支援	サービス等利用計画相談支援利用者数	185人	205人
	地域定着支援利用者数	14人	18人
	障害者就業・生活支援センター登録者数	90人	98人
4. 地域福祉	ボランティア登録者数	351人	400人
5. 保健・医療	1歳6カ月児のむし歯率	1.3%	0.7%
	3歳児のむし歯率	26.9%	20.0%
	がん検診受診率	15.5%	19.0%
	東陽病院診療科数	10科	10科
	病床利用率の向上	64.2%	77.0%
6. 社会保険	特定健康診査の受診率	43.1%	53.0%
	特定保健指導の実施率	28.5%	45.0%
	特定健康診査受診者における糖尿病予備軍の割合	55.5%	52.0%
	国民健康保険税の収納率	92.7%	93.9%

第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2021年度)
1. 学校教育	教育 ICT 機器の充実（児童生徒一人当たりのタブレット端末保有台数）	0 台	1 台
	学校施設非構造部材耐震化（全学校の棟別における改修済棟数の割合）	17.0%	100.0%
	実用英語技能検定取得率	65.7%	90.0%
2. 青少年育成	「ジュニアリーダー」の養成人数	0 人	5 人
	青少年育成関係団体主催事業数	11 事業	14 事業
3. 生涯学習	生涯学習施設利用者数	68,400 人	72,000 人
	講座開催数	12 講座	15 講座
	図書館利用者（入館者）数	198,515 人	202,000 人
4. 文化振興	町民ギャラリー来場者数	4,200 人	4,800 人
	文化祭参加団体数	110 団体	120 団体
	文化祭来場者数	3,840 人	4,000 人
5. スポーツ振興	社会体育施設利用者数	191,388 人	195,000 人
	体育祭参加者数	3,200 人	3,500 人

第3章 自然と共生する住みやすいまち			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2021年度)
1. 市街地整備	都市計画道路の整備率	61.0%	85.6%
2. 道路・交通環境	幹線町道の改良率	95.9%	98.0%
	町内循環バスおよび乗り合いタクシー利用者数	27,310 人	30,000 人
3. 住まい	木造住宅耐震診断および耐震改修補助金交付件数	0 件	5 件
	住宅リフォーム補助金交付件数	13 件	15 件
4. 上水道・下水処理	上水道普及率	75.3%	80.3%
	合併処理浄化槽普及率	45.1%	53.5%
5. 環境衛生	町民一人一日当たりごみ排出量	0.69kg	0.59kg
6. 環境・景観	環境・景観施策に対する住民満足度	48.0%	50.0%
7. 河川・海岸整備	栗山川周辺環境ボランティア参加人数	1,046 人	1,300 人
	小学校およびボランティア団体との協働による海岸クリーン活動への参加人数	980 人	1,200 人
8. 公園・緑地整備	公園・緑地整備に対する住民満足度	47.0%	60.0%
	わたしの街 緑づくり事業参加団体数	7 団体	7 団体

#### 第4章 安全で安心して暮らせるまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2021年度)
1. 防災	防災訓練参加者数	1,875 人	2,000 人
	民間企業等との災害時協力に関する協定締結数	33 団体	36 団体
2. 消防・救急	応急手当の普及（救急講習受講者数）	691 人	725 人
	救急救命士の資格取得者	27 人	27 人
3. 防犯・交通安全	防犯灯のLED化率	48.9%	54.0%
	防犯啓発活動の実施	4 回	11 回
	交通安全啓発活動の実施	53 回	53 回
4. 消費生活	消費生活相談出前講座	9 回	12 回
	消費生活相談窓口開設回数（相談員、司法書士）	63 回	63 回

#### 第5章 地域の特性を活かした活力あるまち

施策名	指標名	現状値	目標値 (2021年度)
1. 農林水産業	認定農業者数	133 人	148 人
	農業経営体法人数	22 法人	28 法人
	遊休農地の面積	107.3ha	80.0ha
2. 観光・交流	梅まつり来場者数	10,598 人	20,000 人
	海岸観光来場者数	16,635 人	30,000 人
	観光企業の誘致	0 社	1 社
3. 商工業	企業誘致数	0 社	1 社
4. 産業活性化	ハローワーク出張相談の実施回数	12 回	18 回
	就職支援セミナーの実施回数	4 回	6 回
	若者就労支援（サポステ）の実施回数	2 回	12 回
	創業者数	4 件	5 件
5. 移住・定住	サポートセンターを利用した移住者数	0 人	25 人
	サポートセンターを利用した移住・定住の相談件数	0 件	250 件

第6章 相互理解と協働による住民主体のまち			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2021年度)
1. 人権	人権教室開催校	7校	7校
2. 男女共同参画	各種審議会などの女性委員の割合	14.7%	30.0%
	家族経営協定締結農家数	50戸	54戸
	ワーク・ライフ・バランス推進賛同企業数	2社	20社
3. 国際交流	国際交流事業の参加者数	70人	100人
4. コミュニティ	NPO 法人団体数	6団体	10団体

構想推進のために			
施策名	指標名	現状値	目標値 (2021年度)
1. 住民参加	ホームページへのアクセス件数	438件/日	500件/日
	情報発信アプリ「よこしばひかりまちナビ」登録者数	1,113人	3,500人
2. 行政運営	職員研修受講者数	627人	650人
3. 財政運営	町税収納率	97.6%	97.8%
	経常収支比率	89.2%	85.0%
4. 広域連携	空港圏自治体との戦略的な連携事業数	1事業	2事業



## 第2次横芝光町総合計画

平成30年3月発行

発行：横芝光町

編集：企画財政課

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

TEL 0479-84-1211（代表）

URL：<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>



横芝光町マスコットキャラクター

よこぴー

